

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日

2. 内容

以下の目標の実施期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までである。

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- ①育児休業に関する規定の再周知、特に労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項の周知を図る。取得目標は、年に3件以上。
- ②育児休業期間中や短時間勤務制度中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し等を行う。

目標2：女性労働者に向けた取り組み

<対策>

出産及び子育てを経験して働き続ける職業生活を支援する。残業時間は、月平均5時間以下。

目標3：育児休業中や子育て中の就業労働者に向けた取り組み

<対策>

- ①休業中の会社の業務状況や関連していた業務の進行状況を適時連絡する。
- ②業務の連携がスムーズにいくように取り計う。
- ③能力向上を図るために研修を行う。

目標4：管理職に向けた取り組み

<対策>

- ①業務の分業体制の在り方、業務遂行方法の取り組む方法の研修を実施。
- ②男女労働者や育児中の労働者の業務遂行方法や評価方法について研修の実施。

目標5：子育て中の労働者への配慮

<対策>

- ①子供を養育する労働者への所定外労働や短時間労働のあり方を検討する。
- ②子育てに必要な資金の貸付を支援する。
- ③子育てに関する諸制度の周知を行う。

目標6：その他

<対策>

若年者に対して、施設見学、説明会、ふれあいの会、行事への参加・協力、奉仕活動、実習等を提供する。